

平成 23 年 5 月 26 日

各 位

大阪府大東市泉町二丁目 14 番 11 号
アートコーポレーション株式会社
代表取締役 寺田 千代乃

定款変更につき通知公告（全部取得条項設定に関する事項）

及び全部取得条項付普通株式の取得に関する基準日設定公告

当社は、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び普通株主様による種類株主総会の特別決議に基づき、定款を変更して、当社普通株式につき本株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定め（以下「全部取得条項」といいます。）を設けることといたしましたので公告いたします。なお、当該定款変更の効力発生日は平成 23 年 6 月 30 日です。

また、当社は、本日開催の当社取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項の付された当社普通株式（以下「全部取得条項付普通株式」といいます。）の取得に関する決議に基づき、平成 23 年 6 月 29 日を基準日と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主様をもって、当該株主様が保有する全部取得条項付普通株式の全部（当社が保有する自己株式を除きます。）を、平成 23 年 6 月 30 日を取得日として当社が取得し、当該取得と引き換えに、全部取得条項付普通株式 1 株につき 298,500 分の 1 株の割合をもって当社 A 種種類株式を交付する株主様として定めることを決議いたしましたので、併せて公告いたします。

以上